

経 済 産 業 省

20150828貿局第2号
輸出注意事項27第24号
経済産業省貿易経済協力局

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて」の規程を次のとおり制定する。

平成27年9月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて」の制定について

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて」（平成27年9月18日付け輸出注意事項27第24号）を次のとおり制定し、平成27年9月18日から施行する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて

輸出注意事項 27 第 24 号 (27.9.18)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書に掲げる種のうち、チョウザメ目（チョウザメ類及びヘラチョウザメ類）の種に係るキャビアを輸出又は再輸出する場合に、キャビアと直接接触する缶、瓶又はその他の容器に貼付する再使用不可ラベルについて、次のとおり制定し、平成 27 年 9 月 18 日から施行する。

記

1 用語の定義

この輸出注意事項において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「キャビア」とは、チョウザメ目 (Acipenseriformes) の種の加工された未受精卵をいう。
- (2) 「再使用不可ラベル」とは、損傷させずに剥がすこと又は別の容器に貼り替えることができないラベルをいう。
- (3) 「一次容器」とは、キャビアと直接接触する缶、瓶又はその他の容器をいう。
- (4) 「加工工場」とは、原産国における、キャビアを初めて一次容器に詰める施設をいう。
- (5) 「再包装工場」とは、一次容器に詰められたキャビアを、別の新しい一次容器に詰め直す施設をいう。
- (6) 「登録番号」とは、キャビアに関連する養殖場、加工工場又は再包装工場として登録された施設に対して、水産庁長官が付与する番号（別表第 1 に示す識別標のうち当該施設の所在する都道府県のもの並びに水産庁長官が登録した施設の登録年（西暦）及び登録の順番を示す 3 桁の番号を順に並べたもの。）をいう。
- (7) 「ロット識別番号」とは、加工工場又は再包装工場により製品又はロットごとに付与される、トレーサビリティのための番号をいう。

2 再使用不可ラベルの記載事項

- (1) 加工工場が貼付する場合

以下（イ）の情報について（ロ）のとおり記載しなければならない。

（イ）記載すべき情報

- ① キャビアの種を示すコード（別表第 2 参照）
- ② キャビアの出所を示すコード（別表第 3 参照）

③ キャビアの原産国を示す I S O の 2 文字のコード

④ 収穫年（抱卵個体を収穫した年）

⑤ 加工工場の登録番号

⑥ ロット識別番号

（ロ）記載方法

① / ② / ③ / ④ / ⑤ / ⑥

例：①シロチョウザメ、②飼育により繁殖させた個体、③日本原産、
④2015 年収穫、⑤施設の登録番号 TK2015zzz、⑥ロット識別番号 www の場合、
TRA/C/JP/2015/TK2015zzz/www

（2）再包装工場が貼付する場合

以下（イ）の情報について（ロ）のとおり記載しなければならない。

（イ）記載すべき情報

① キャビアの種を示すコード（別表第 2 参照）

② キャビアの出所を示すコード（別表第 3 参照）

③ キャビアの原産国を示す I S O の 2 文字のコード

④ 再包装の年

⑤ 再包装工場の登録番号（原産国と異なる場合には、再包装国に与えられる I S O の 2 文字のコードを含む。）

⑥ ロット識別番号又はワシントン条約に基づく輸出許可書番号若しくは再輸出証明書番号

（ロ）記載方法

① / ② / ③ / ④ / ⑤ / ⑥

例：①オオチョウザメの雄とコチョウザメの雌の交配種、②飼育により繁殖させた
個体、③ロシア原産、④2015 年再包装、⑤施設の登録番号 JP-xyyyyyzzz、
⑥ロット識別番号 www の場合、
HUS×RUT/C/RU/2015/JP-xyyyyyzzz/www

3 再使用不可ラベルに関する留意点

再使用不可ラベルは、一次容器の開封が視覚的に確認できるよう貼付しなければならない。ただし、一次容器の形状等により貼付できない場合には、他の手段により一次容器の開封が視覚的に確認できるように包装した上で貼付しなければならない。

別表第 1

都道府県の識別標

北海道	HK	栃 木	TG	石 川	IK	滋 賀	SG	岡 山	OY	佐 賀	SA
青 森	AM	群 馬	GM	福 井	FK	京 都	KT	広 島	HS	長 崎	NS
岩 手	IT	埼 玉	ST	山 梨	YN	大 阪	OS	山 口	YG	熊 本	KM
宮 城	MG	千 葉	CB	長 野	NN	兵 庫	HG	徳 島	TO	大 分	OT
秋 田	AT	東 京	TK	岐 阜	GF	奈 良	NR	香 川	KA	宮 崎	MZ
山 形	YM	神奈川	KN	静 岡	SO	和歌山	WK	愛 媛	EH	鹿児島	KG
福 島	FS	新 潟	NG	愛 知	AC	鳥 取	TT	高 知	KO	沖 縄	ON
茨 城	IG	富 山	TY	三 重	ME	島 根	SN	福 岡	FO		

別表第 2

種を示すコード

種名	コード
<i>Acipenser baerii</i> (シベリアチョウザメ)	BAE
<i>Acipenser baerii baicalensis</i> (バイカルチョウザメ)	BAI
<i>Acipenser brevirostrum</i> (ウミチョウザメ)	BVI
<i>Acipenser dabryanus</i> (チョウコウチョウザメ)	DAB
<i>Acipenser fulvescens</i> (イケチョウザメ)	FUL
<i>Acipenser gueldenstaedtii</i> (ロシアチョウザメ)	GUE
<i>Acipenser medirostris</i> (チョウザメ)	MED
<i>Acipenser mikadoi</i> (ミカドチョウザメ)	MIK
<i>Acipenser naccarii</i> (アドリアティックスタージョン)	NAC
<i>Acipenser nudiventris</i> (シップスタージョン)	NUD
<i>Acipenser oxyrhynchus</i> (アトランティックスタージョン)	OXY
<i>Acipenser oxyrhynchus desotoi</i> (ガルフスタージョン)	DES
<i>Acipenser persicus</i> (パーシャルスタージョン)	PER
<i>Acipenser ruthenus</i> (コチョウザメ)	RUT
<i>Acipenser schrenckii</i> (アムールチョウザメ)	SCH
<i>Acipenser sinensis</i> (カラチョウザメ)	SIN

<i>Acipenser stellatus</i> (ホシチョウザメ)	STE
<i>Acipenser sturio</i> (バルチックチョウザメ)	STU
<i>Acipenser transmontanus</i> (シロチョウザメ)	TRA
<i>Huso dauricus</i> (ダウリアチョウザメ)	DAU
<i>Huso huso</i> (オオチョウザメ)	HUS
<i>Polyodon spathula</i> (ヘラチョウザメ)	SPA
<i>Psephurus gladius</i> (ハシナガチョウザメ)	GLA
<i>Pseudoscaphirhynchus fedtschenkoi</i> (ダリアスタージョン)	FED
<i>Pseudoscaphirhynchus hermanni</i> (ドワーフスタージョン)	HER
<i>Pseudoscaphirhynchus kaufmanni</i> (アムダリアスタージョン)	KAU
<i>Scaphirhynchus albus</i> (パリッドスタージョン)	ALB
<i>Scaphirhynchus platyrhynchus</i> (シヨベルノーズスタージョン)	PLA
<i>Scaphirhynchus suttkusi</i> (アラバマチョウザメ)	SUS
混合されたもの (プレストキャビアのみ)	MIX
交雑種 (オスの種のコード×メスの種のコード)	YYYxXXX

別表第 3

出所を示すコード

- W：野生から取得したもの
- C：飼育により繁殖させたもの（ワシントン条約締約国会議決議 10. 16 において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの）。飼育下で生まれた雌から生産されたキャビアについては、一方の親が野生由来である場合、以下の「F」のコードを用いることに注意。
- F：飼育により繁殖させたもの（「C」の区分に該当しないもの。）
- R：ランチング事業から生まれたもの
- D：商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書 I に掲げるもの（ワシントン条約締約国会議決議 12. 10 に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。）